

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第一款―第三款（略） 第四款 大阪事務所（第二百二十条・第二百十一条） 第五款（略） 第三節（略） 附則</p> <p>（局の分課） 第五条（略）</p>	<p>局名 総務課、秘書課、人事課、行政経営管理課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課</p> <p>（略）</p> <p>環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたらしい生き方応援課、県民活動課、学事課、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課</p> <p>健康福祉局 健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、医務課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護計画課、医療介護人材課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域福祉課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課</p> <p>2（略）</p> <p>（総務局各課の分掌事務） 第八条（略） 総務課・秘書課（略）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第一款―第三款（略） 第四款 大阪情報センター（第二百二十条・第二百十一条） 第五款（略） 第三節（略） 附則</p> <p>（局の分課） 第五条（略）</p>	<p>局名 総務課、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課</p> <p>（略）</p> <p>環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、人権男女共同参画課、県民活動課、学事課、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課</p> <p>健康福祉局 健康福祉総務課、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、医務課、がん対策課、被爆者支援課、健康対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護計画課、医療介護人材課、地域包括ケア・高齢者支援課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域福祉課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課</p> <p>2（略）</p> <p>（総務局各課の分掌事務） 第八条（略） 総務課・秘書課（略）</p>

人事課

一―十一 (略)

十二 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)

十三―十六 (略)

行政経営管理課

一・二 (略)

三 業務プロセスの再構築に関すること。

(デジタル県庁推進担当課長の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

五 県庁働き方改革の推進に関すること。

人事課

一―十一 (略)

十二 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(業務プロセス改革課の所掌に属するものを除く。)

十三―十六 (略)

業務プロセス改革課

一・二 (略)

三 業務プロセスの再構築に関すること。

四 (略)

五 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

六 行政事務のシステム化の企画及び総合調整に関すること。

七 地域情報化施策の推進に関すること。

八 電子自治体の推進に関すること。

九 電子申請システム及び公共施設予約システムに関すること。

十 社会保障・税番号制度に関すること。

十一 市町情報化の支援に関すること。

十二 情報システムの評価及び改善に関すること。

十三 行政ネットワークに関すること。

十四 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関すること。

十五 (略)

デジタルトランスフォーメーション推進チーム (略)

六 (略)

デジタルトランスフォーメーション推進チーム (略)

デジタル基盤整備課

一 情報化施策に関する技術的事項に関すること。

二 情報セキュリティ対策に関すること。

三 社会保障・税番号制度に関すること。

四 情報システムの評価及び改善に関すること。

五 行政ネットワークに関すること。

六 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関すること。

福利課―研究開発課 (略)

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理監及びデジタル県庁推進担当課長を置く。

3 (略)

4 デジタル県庁推進担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

一 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)

二 行政事務のデジタル化の推進に関するこ

福利課―研究開発課 (略)

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理監を置く。

3 (略)

と。

- 三 行政手続のオンライン化の推進に関する  
こと。
- 四 デジタル技術を活用した業務プロセスの  
再構築に関すること。
- 五 地域情報化施策の推進に関すること。
- 六 電子自治体の推進に関すること。(デジ  
タル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- 七 市町情報化の支援に関すること。

(地域政策局各課の分掌事務)

第九条 (略)

地域政策総務課 (略)

地域力創造課

一―三 (略)

四・五 (略)

都市圏魅力づくり推進課―国際課 (略)

2| 地域政策局に、第五条に規定する課のほか、  
交通対策担当課長を置く。

3| 交通対策担当課長は、次に掲げる事務を分  
掌する。

- 一 地域公共交通の維持・確保に関すること。
- 二 地域公共交通ネットワークの強化・利便  
性向上に関すること。
- 三 市町の生活交通再編支援に関すること。
- 四 新たな生活交通サービスの導入に関する  
こと。

(環境県民局各課の分掌事務等)

第十条 (略)

環境県民総務課―消費生活課 (略)

わたしらしい生き方応援課

一―九 (略)

県民活動課―学事課 (略)

環境政策課

一―五 (略)

六 気候変動適応法(平成三十年法律第五  
十号)に関すること。

七―十五 (略)

環境保全課―産業廃棄物対策課 (略)

2 環境県民局に、第五条に規定する課のほか、  
高等教育担当課長を置く。

3 高等教育担当課長は、次に掲げる事務を分  
掌する。

一 高等教育の充実に関すること。

二・三 (略)

(地域政策局各課の分掌事務)

第九条 (略)

地域政策総務課 (略)

地域力創造課

一―三 (略)

四 総合交通対策に関すること。

五 地方交通対策に関すること。

六・七 (略)

都市圏魅力づくり推進課―国際課 (略)

(環境県民局各課の分掌事務等)

第十条 (略)

環境県民総務課―消費生活課 (略)

人権男女共同参画課

一―九 (略)

県民活動課―学事課 (略)

環境政策課

一―五 (略)

六―十四 (略)

環境保全課―産業廃棄物対策課 (略)

2 環境県民局に、第五条に規定する課のほか、  
大学教育振興担当課長を置く。

3 大学教育振興担当課長は、次に掲げる事務  
を分掌する。

一 高等教育機関の設置推進等に係る総合調  
整に関すること。

二・三 (略)

四 広島県公立大学法人に関すること。

(健康福祉局各課の分掌事務等)

第十一条 (略)

健康福祉総務課

一一六 (略)

七 (略)

健康危機管理課

一 健康危機管理の総合調整に関すること。

(他の局課の所掌に属するものを除く。)

二

救急医療体制の確保に関すること。

三 災害医療に関すること。

四 災害救助法(昭和二十二年法律第百十

八号)に関すること。

五 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭

和四十八年法律第八十二号)に関するこ

と。

六 被災者生活再建支援法(平成十年法律

第六十六号)に関すること。

七 保健師に対する研修の総合調整に関す

ること。

八 保健師業務の総合調整に関すること。

九 健康危機管理に係る研修に関すること。

子供未来応援課—こども家庭課 (略)

医務課

一一十 (略)

一一一—一三三 (略)

被爆者支援課 (略)

疾病対策課

一一五 (略)

四 公立大学法人県立広島大学に関すること。

(健康福祉局各課の分掌事務等)

第十一条 (略)

健康福祉総務課

一一六 (略)

八 (略)

七 災害救助法(昭和二十二年法律第百十

八号)に基づく避難所の運営及び備蓄物

資に関すること。

子供未来応援課—こども家庭課 (略)

医務課

一一十 (略)

十一 救急医療体制の確保に関すること。

十二 災害医療に関すること。

一三—一五五 (略)

がん対策課

一 がん対策に関すること。

二 広島県立広島がん高精度放射線治療セ

ンターに関すること。

三 広島県がん対策推進委員会に関するこ

と。

被爆者支援課 (略)

健康対策課

一一五 (略)

六 歯科保健に関すること。

七 栄養士及び調理師に関すること。

八 栄養改善に関すること。

九 食品表示法(平成二十五年法律第七十

号)に基づく栄養成分の量及び熱量その

他の健康の増進を図るために必要な食品

の表示に関すること。

十 石綿健康被害の救済に関すること。

一一—一五五 (略)

六一—一 (略)

十一 その他疾病対策に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

食品生活衛生課

一一一二 (略)

十三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づくアレルゲン、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。

十四―二十 (略)

薬務課・医療介護計画課 (略)

医療介護人材課

一 (略)

二 保健師、助産師、看護師等に関すること。(健康危機管理課の所掌に属するものを除く。)

三―十三 (略)

健康づくり推進課

一 健康づくりの推進に関すること。

二 健康増進に関すること。

三 食育に関すること。(農林水産局販売

・連携推進課の所掌に属するものを除く。)

四 歯科保健に関すること。

五 栄養士及び調理師に関すること。

六 栄養改善に関すること。

七 石綿健康被害の救済に関すること。

八 がん対策に関すること。

九 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)

十 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。

十一 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。

十二 広島県食育推進会議に関すること。

十三 広島県がん対策推進委員会に関すること。

医療介護保険課・国民健康保険課 (略)

地域福祉課

一一三 (略)

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく老人居宅生活支援事業

老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。

五―七 (略)

食品生活衛生課

一一一二 (略)

十三 食品表示法に基づくアレルゲン、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。

十四―二十 (略)

薬務課・医療介護計画課 (略)

医療介護人材課

一 (略)

二 保健師、助産師、看護師等に関すること。(地域包括ケア・高齢者支援課の所掌に属するものを除く。)

三―十三 (略)

地域包括ケア・高齢者支援課

一 地域包括ケア・高齢者支援に関すること。

二 在宅医療に関すること。

三 保健師に対する研修の総合調整に関すること。

四 保健師業務の総合調整に関すること。

五 認知症施策に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

六 健康増進に関すること。

七 高齢者の医療の確保に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)

八 食育に関すること。(健康対策課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)

九 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に関すること。(医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)

十 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に関すること。

十一 広島県食育推進会議に関すること。

医療介護保険課・国民健康保険課 (略)

地域福祉課

一一三 (略)

四 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。

五―七 (略)

八 災害救助法に関すること。(健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。)

九 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭

八 (略)  
地域共生社会推進課

- 一・二 (略)
- 三 地域包括ケア体制の構築に関する事
- 四 在宅医療に関する事。
- 五 認知症施策に関する事。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 六 老人福祉法に関する事。(医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)

七 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に関する事。

社会援護課・障害者支援課 (略)  
2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当課長及び医療機能強化担当課長を置く。

3 (略)  
4 医療機能強化担当課長は、高度医療機能及び地域医療体制の確保に関する事務を分掌する。

(商工労働局各課の分掌事務)  
第十二条 (略)

商工労働総務課  
一―六 (略)

七―二十 (略)  
雇用労働政策課

一―六 (略)  
七 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)に関する事。

八―二十八 (略)  
働き方改革推進・働く女性応援課―海外ビジネス課 (略)  
観光課

一―五 (略)  
六 広島ブランドショップに関する事。  
(農林水産局販売・連携推進課の所掌に

和四十八年法律第八十二号)に関する事。

十 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に関する事。

十一 (略)  
地域共生社会推進課  
一・二 (略)

社会援護課・障害者支援課 (略)

2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当課長を置く。

3 (略)

(商工労働局各課の分掌事務)  
第十二条 (略)

商工労働総務課

一―六 (略)  
七 ひろしまブランドショップに関する事。と。(観光課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)

八 伝統的工芸品産業の振興に関する事。  
九 県産品の開発及び販路開拓に関する事。

十 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)に関する事。

十一―二十四 (略)  
雇用労働政策課

一―六 (略)  
七 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)に関する事。

八―二十八 (略)  
働き方改革推進・働く女性応援課―海外ビジネス課 (略)  
観光課

一―五 (略)  
六 広島ブランドショップにおける観光振興に関する事。

属するものを除く。)

七 伝統的工芸品産業の振興に関すること。  
八 県産品の開発及び販路開拓に関すること。

九一五 (略)

(農林水産局各課の分掌事務)

第十三条 (略)

農林水産総務課―農業経営発展課 (略)  
農業技術課

一―十 (略)

十一 食品表示法に関すること。(健康福祉局健康づくり推進課及び食品生活衛生課の所掌に属するものを除く。)

十二―十八 (略)

畜産課―農業基盤課 (略)

2 (略)

3 (略)

一―五 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)

第十四条 (略)

土木建築総務課―用地課 (略)  
技術企画課

一―七 (略)

八―十 (略)

道路河川管理課―砂防課 (略)

空港振興課

一―三 (略)

四・五 (略)

港湾振興課―営繕課 (略)

2 土木建築局に、第五条に規定する課のほか、

建設DX担当課長を置く。

3 建設DX担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

一 デジタル技術を活用したインフラマネジメントの企画及び総合調整に関すること。  
二 土木工事の設計積算の電算処理に関すること。

三 土木建築局所掌の事務に係るシステム開発の総合調整及び指導に関すること。

七一三 (略)

(農林水産局各課の分掌事務)

第十三条 (略)

農林水産総務課―農業経営発展課 (略)  
農業技術課

一―十 (略)

十一 食品表示法に関すること。(健康福祉局健康対策課及び食品生活衛生課の所掌に属するものを除く。)

十二―十八 (略)

畜産課―農業基盤課 (略)

2 (略)

3 (略)

一―五 (略)

六 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)に関すること。

(土木建築局各課の分掌事務等)

第十四条 (略)

土木建築総務課―用地課 (略)  
技術企画課

一―七 (略)

八 土木工事の設計積算の電算処理に関すること。

九 土木建築局所掌の事務に係るシステム

開発の総合調整及び指導に関すること。

十一―十二 (略)

道路河川管理課―砂防課 (略)

空港振興課

一―三 (略)

四 広島空港県営駐車場に関すること。

五・六 (略)

港湾振興課―営繕課 (略)





2	(略)		広島県 がんと 策推進 委員会	広島県がんと策推進 条例(平成二十七年 広島県条例第二号) の規定に基づき、が んと策推進計画の策 定又は変更に関する 事項並びにがんと策 の推進に関する基本 的かつ総合的な施策 及び重要事項につい て調査審議すること。
4	(略)	(略)	(略)	(略)

(各課の分掌事務)  
第七十四条 (略)

広島県西部農林水産事務所

農村振興課―水産第二課 (略)

農村整備第一課  
一一九 (略)

十  
農村整備第二課  
一一四 (略)

五 ため池の整備、廃止及び管理に關す  
ること。

林務第一課―林務第三課 (略)

広島県東部農林水産事務所

農村振興課・水産課 (略)

農村整備課  
一一一 (略)

十二 (略)  
林務課 (略)

広島県北部農林水産事務所

農村振興課 (略)

農村整備第一課  
一一九 (略)

十  
農村整備第二課  
一一三 (略)

四 ため池の整備、廃止及び管理に關す  
ること。

林務第一課・林務第二課 (略)

(事業所の各課の分掌事務)  
第七十九条 (略)

2	(略)		課 者支援	
4	(略)	(略)	(略)	(略)

(各課の分掌事務)  
第七十四条 (略)

広島県西部農林水産事務所

農村振興課―水産第二課 (略)

農村整備第一課  
一一九 (略)

十  
農村整備第二課  
一一四 (略)

五 農業用ため池の管理及び保全に關す  
る法律に關すること。

林務第一課―林務第三課 (略)

広島県東部農林水産事務所

農村振興課・水産課 (略)

農村整備課  
一一一 (略)

十三 (略)  
林務課 (略)

広島県北部農林水産事務所

農村振興課 (略)

農村整備第一課  
一一九 (略)

十  
農村整備第二課  
一一三 (略)

四 農業用ため池の管理及び保全に關す  
る法律に關すること。

林務第一課・林務第二課 (略)

(事業所の各課の分掌事務)  
第七十九条 (略)

広島県西部農林水産事務所農林事務所  
農村振興課 (略)  
農村整備課  
一一九 (略)

十 (略)  
林務課 (略)  
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所  
農村振興課 (略)  
農村整備課  
一一九 (略)

十 (略)  
林務課 (略)  
広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所  
農村振興課 (略)  
農村整備課  
一一九 (略)

十 (略)  
林務課 (略)  
(各課の分掌事務)  
第九十二条 家畜保健衛生所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。  
広島県西部家畜保健衛生所—広島県北部家畜保健衛生所 (略)

(管理事務所の設置)  
第九十二条 行政機関設置条例第十五条の規定により、魚切ダム、梶毛ダム、野呂川ダム、棕梨ダム、福富ダム及び仁賀ダムの管理に関する事務を分掌させるため、建設事務所及び建設事務所の支所に次のとおり管理事務所を置く。

(略)

第四款 大阪事務所

(企画部、センター及び部等の分掌事務)  
第三十一条 (略)  
2 (略)

保健環境センター  
総務企画部・保健研究部 (略)  
環境研究部  
一一四 (略)

五 気候変動適応法第十三条の規定による情報の収集、整理、分析及び提供並

広島県西部農林水産事務所農林事務所  
農村振興課 (略)  
農村整備課  
一一九 (略)

十 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関すること。  
十一 (略)  
林務課 (略)  
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所  
農村振興課 (略)  
農村整備課  
一一九 (略)

十 (略)  
林務課 (略)  
広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所  
農村振興課 (略)  
農村整備課  
一一九 (略)  
十 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関すること。  
十一 (略)

十 (略)  
林務課 (略)  
(各課の分掌事務)  
第九十二条 畜産事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。  
広島県西部家畜保健衛生所—広島県北部家畜保健衛生所 (略)

(管理事務所の設置)  
第九十二条 行政機関設置条例第十五条の規定により、魚切ダム、梶毛ダム、野呂川ダム、棕梨ダム及び福富ダムの管理に関する事務を分掌させるため、建設事務所及び建設事務所の支所に次のとおり管理事務所を置く。

(略)

第四款 大阪情報センター

(企画部、センター及び部等の分掌事務)  
第三十一条 (略)  
2 (略)

保健環境センター  
総務企画部・保健研究部 (略)  
環境研究部  
一一四 (略)

びに技術的助言に関すること。

六 (略)

食品工業技術センター―林業技術センター

(略)

3 (略)

五 (略)

食品工業技術センター―林業技術センター

(略)

3 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。